

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第1項の規定に基づき届出を行なった電気最終保障供給約款(令和4年9月1日実施。)において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示および請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、別表3(市場価格調整)(1)ホ(イ)に定める市場価格調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入しております。

別表3(市場価格調整)(1)ホ(イ)に定める市場価格調整単価

区分および単位	市場価格調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
最終保障電力A		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	2.50	0.23
その他季料金	2.29	0.21
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	2.20	0.20
その他季料金	2.01	0.18
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	2.16	0.20
その他季料金	1.94	0.18
最終保障電力B		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	2.23	0.20
その他季料金	2.02	0.18
標準電圧20,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	2.07	0.19
その他季料金	1.89	0.17

区分および単位	市場価格調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	2.04	0.19
その他季料金	1.86	0.17
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	1.99	0.18
その他季料金	1.81	0.16
最終保障農事用電力		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	2.42	0.22
その他季料金	2.28	0.21
標準電圧20,000ボルトまたは60,000ボルトで 供給を受ける場合		
夏季料金	2.38	0.22
その他季料金	2.24	0.20